廣報鳥取

発行所 鳥取市役所
鳥取市西町
代表電話1500番
編集兼発行者 鳥取市企画課
印刷所 岡文舘印刷所
電話357番

あなたがお読みになりましたら
お隣りへ廻して下さい

回覧

教育委員会の新発足に際して

十月一日より愈々鳥取市教育委員会が発足しました。市民の手による鳥取市の教育確立のため献身の努力を傾到したいと思います。学校の建築、校区の問題、施設の充実と云う学校教育の面のみならず、青少年の問題から成人教育の問題、或いは綜合グランドの問題、なお文化財の保護顕彰の問題等教育文化の諸行事にわたって山積せる事がらが実に多くあります。火災の痛手を受けた鳥取市ですが、しかし教育文化のことは一日もゆるがせにしてはなりません。此の際、市民の皆様が一層教育尊重のことに心をよせられ我々教育委員会に協力と鞭撻とよせられます様切にお願致します。

—教育委員会—

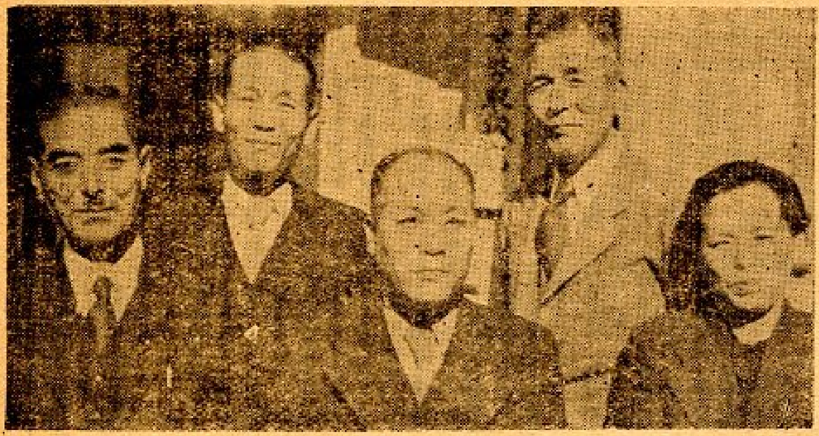

（写真は新発足した教育委員の谷口恵五郎、近藤寿子、矢部輝男、米村信一、小谷恵太郎の諸氏）

選挙人名簿を ぜひ御覧下さい！

本年九月十五日現在をもって調整いたしました基本選挙人名簿を一般にお見せいたしますから本市で選挙権のあると思われる方は是非ともこの機会に選挙人名簿に載っているかどうかを確めて下さい。本名簿の一般縦覧は十一月五日から十九日迄十五日間、事務局で毎日午前八時半から午後五時迄、致して居ります。今年度は火災の為、特に移動が激しいので、登載漏れ等のないように一般に望んでいます。

この名簿は明年度の各種選挙に用いるので、漏れた者、誤載のあった者は、同期間中に異議の申立を文書でして下さい。この名簿に登載されたものは昭和七年十二月二十一日までに出生の者で、本年六月十六日以前（十六日を含む）から引続き鳥取市に居住する者となっています。

尚詳細は市役所内選挙管理委員会事務局へ御遠慮なくお問合せ下さい。

鳥取市選挙管理委員会事務局

遺族国庫債券担保貸付について

今般国民金融公庫に於て戦傷病者戦歿者遺族等援護法の規定により弔慰金として交付された遺族国庫債券を担保として遺族に資金を貸付けることになりましたので御希望の方は左記事項御了知の上鳥取市福祉事務所へ御申込下さい。

記

一 貸付の目的

戦傷病者戦歿者遺族等援護法に規定する遺族であって、政府から遺族国庫債券を受領した者（裁定通知書を受領した者も含む）のうち事業資金を必要とする者に対しその国庫債券を担保として事業資金を貸付けることを目的とする。

一 貸付条件

借受人の資格は右援護法に規定する遺族であって政府から遺族国庫債券を受領した者（債券に記名されている者）のうち事業資金を必要とするものであるが、生活保護法による保護を受けている者、又は困窮のため最底限度の生活を維持できないおそれのある者（生業扶助の対象となる者）を貸付適格者とする

但し貸付資金の枠を超えるときは更に調査の上適格者を内定し金融公庫に於て貸付の可否を最後的に決定する

一 貸付限度

額面金額の九掛以内

一 貸付期間

三年以内据置期間六ケ月を含む

一 貸付利率

年八分（月利六厘六毛）但し延滞利息も同率とする

一 償還方法

六ケ月据置としその後は原則として月賦返済とする

一 担保

遺族国庫債券を徴する

申込受付期間

(イ)第一回申込受付期間は十一月十一日より十二月十日まで

(ロ)第二回申込受付期間は明年二月一日より同月末日まで予定

尚申込用紙は福祉事務所にありますから申込の際債券又は裁定通知書を御持参下さい。

納税で力を合せて住みよい街にいたしましょう

復興局庁舎竣功

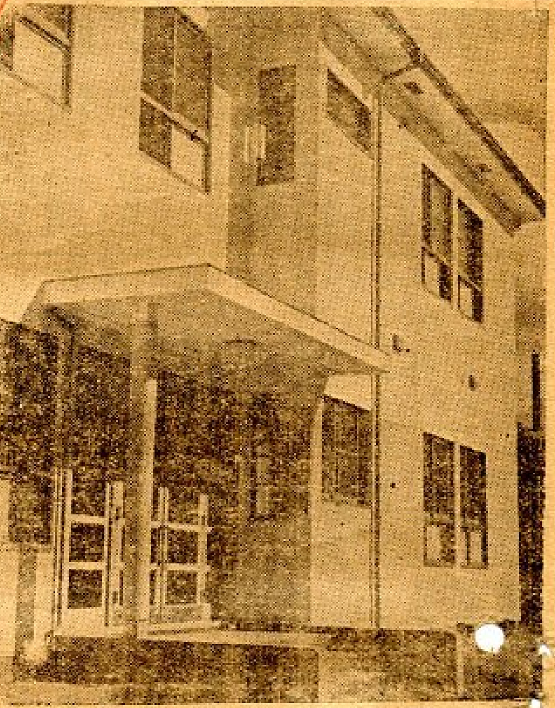

立太子式の佳き日に、復興局の庁舎が竣功致しました。本建物は木造二階建、屋根厚型スレート葺、外壁モルタル塗、セメント吹付仕上の防火構造、軒高二八尺二寸、階下七六坪、階上七四坪計一五〇坪で、局長室、会議室、庶務、土木、建築三課の各事務室及支関係所其の他からなり、約百名を収容出来、総工事費は附帯設備を併せ四百四拾八万千六百円を要しました。

顧みますと、去る四月十七日の大火災後復興局が設立されて間もなく局庁舎を新築する事となり、有限会社吉川組に頼んで八月八日工事に着手したのであります。そして敷地の狭隘とか在来の各課倉庫の移転、除却其の他種々の困難が待ちかまえていましたにもかかわらず吉川組の良心的な努力は関係各位の御協力と相まって優秀な出来栄で本月八日無事工事を完了して待望の庁舎竣工式を挙行いたしました。茲に工事のあらましを報告させて戴き、市民各位の御協力と御鞭撻を感謝致しますと共に、新たな決意を以て復興の仕事に尽力致したいと思います。（写真は竣工した庁舎）

鳥取市は

世帯	14.198
人口	62.435

（10月1日現在）

鳥取市のすがた 事業所の巻

昭和二十六年七月調査

従業上の地位別従業者数

総数	経営主	家族従業者	常雇	臨時雇
18.290人	5.828	1.607	9.873	982
100%	31.8%	8.8%	54.0%	5.4%

組織別の事業所数

総数	個人	法人	法人外の団体	公営
3.459	2.713	655	39	52
100%	78.4%	18.9%	1.1%	1.5%

個人法人の規模別事業所数

規模別	総数	1人	2～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100～199人	200～499人
計	3.459	1.141	1.583	364	204	76	47	28	11	5
個人	2.713	1,028	1.452	198	30	5	—	—	—	—
法人	746	113	131	166	174	71	47	28	11	5

業種別の事業所数と従業者数

業種別	総数	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	卸売及小売業	金融業	運輸通信業	サービス業
事業所数	3.459	5	2	3	81	398	1.861	106	34	969
従業者数	18.290	123	32	46	1,115	4.033	5.804	1.274	1.610	4.253

注 官、公営の非現業は事業所数、従業者数と共に含まず

新発足した水道部の機構

地方公営企業法の施行によって十月一日から水道事業は劃期的な新機構のもとに新しく発足しました。

元来水道事業は電気事業、ガス事業等と共に企業性を帯びた事業でありながら、従来市行政の一環として官公庁の会計の枠にはめられていたのでありますが、今回その本来の公共的企業性を強く活かし、その経営の発展を期する為独立した機構が設けられ純然たる企業体としての形態をとる事になったのであります。

此の度の機構改革に依って鳥取市の場合は従来の水道課が鳥取市水道部と改称され之に管理者並に出納員を置きその下に次の様な各課が設けられる事になっています。

市長 ＝ 管理者 水道部長
- 庶務課（人事・庶務・財務関係の業務）
- 業務課（料金・給水工事・量水器取付・修繕等の業務）
- 会計課（金支の出納・物品資材の購入等の業務）
- 工務課（維持・拡張等に関する工事一般）

右の様に庶務会計及工務課は内部的な業務を主としていますが業務課は直接市民を対照に水道業務を行う機構になっていますので、料金関係又は各戸の水道取付工事、修繕等の御用は総て業務課の窓口にお出になれば事足りる様になっているのであります。

水道部としては新機構の下部員の心構えを一新してより以上市民の便利を計りサービスを根本として営業して行く様に努めたいと考えています。新しく改革された機構を事業運営の面から見ますと次の様な特色が挙げられます

第一に其の運営の権限が総て管理者である水道部長に一任されている事が従来と根本的に改められた特色であると云えましよう、此れを一般の会社に例えるならば市長は社長の地位にあり、企業長である部長（管理者）は支配人的な立場に置かれていますが、事業の経営に関する問題及び内部の運営等の権限がこの支配人である部長の手に握られているという事は一般会社に準じたものであり、独立した企業組織である事をはっきりと物語るものであります、又会社に於ける株主総会的なものは市議会が之に当りこれ等市長、市議会部長による決定事項は部長によって運営される事になっています。

第二に一般官公庁と異った特色の一つは会計制度が複式簿記を採用する事になった点であります此れは企業としての生命が簿記の原則に従って損益及び経営状態を確実に算定し把握する事に有るからでありまして、予算を基本として行はれる現行の官公庁に於ける会計制度ではその点を把握する事が容易でなくその上日常の営業状況を把握する事は困難な為此の方法が採用された事は当然でありましよう

第三に注目される特色は事業の企業性に鑑みて公営企業に従事する職員の大部分は労働組合を結成する事が認められている事であります、公営企業に於ける従業員は一般官公庁の様な職員団体ではなく純然たる労働組合を結成して管理者と労働協約を締結する事が出来、団体交渉権も行使する事が出来るわけであります。

此の様に従来のお役所仕事の殻から脱皮して一歩前進した新機構のもとに水道事業は劃期的な新発足をしたのでありますが、その運営は諸物価の値上り等と共に今後益々困難に直面するものと思われ、其の上火災後の復興計画の進展に伴っていよ／＼重要度を深めつゝありますので水道事業に従事する者として一層決意を新たにして事業の円滑を期する覚悟であります

今回水道部設置に当り概略説明して市民各位の御協力をお願いしたいと考えるものであります。（水道部）

愛のお年玉はがきが 売出されました

昭和二十四年に始めて発売された寄附金つきお年玉年賀はがきが十一月十五日から全国一斉に売出されることになりました年頭に当って、お互に旧交を温めあうと共に、社会福祉増進のための寄附をするということで毎年好評を博して居ります。本年も三億五千枚を発行し『一円は愛のこころのお年玉』として共同募金と赤十字の事業資金となって、多くの不幸な人や傷ついた人々に援助を与えるのです。

売出期間は[illegible]月十五日より[illegible]月十日まで[illegible]発売目標数は[illegible]万六千枚で[illegible]四十七万四千枚[illegible]た）県民一人当り四枚の割になります。この『お年玉つきのはがき』を買うことによって、世の不幸な人が一人でも多く救われることを祈るものです。

十九ヶ村の合併へ

市合併審議会

第四回の鳥取市町村合併審議会は十一月四日午後二時より、市役所議員控室におきまして西尾、平尾、網師、石黒、小林、野崎、古川、浅沼、浜口の九委員が出席されて開かれました。

会は先ず、曩に三班にわかれて、各村の意向を打診しました結果について、各班の代表委員より報告がありました

この打診結果報告にもとづきまして、審議会は、いろいろ比較検討しましたところ、大体次の様な合併を促進する方法を決めました

(一)……市の合併しようとする範囲は、一応知事の勧告案の線で進むことゝし、先づ第一に合併に対する県の援助内容につき、具体的に確認すること

(二)……同時に市長の諮問機関であります、総合企画委員会に、十九ヶ村合併後の「大鳥取市産業都市建設の構想」を早急にたてゝもらうこと

(三)……吸収合併するとした場合、右の産業都市建設の構想にもとづくところの各村に示す合併条件を立案すること

農林だより

昭和二十七年産米供出地区割当決る。

市農業委員会連絡協議会では、去る十月三十、三十一両日にわたり二十七年産米の地区供出割当の市長諮問について審議して、次のよう決定されました。

種別	量目	一等	二等	三等	四等	五等
粳玄米	一俵	三、〇九五	三、〇六〇	三、〇〇〇	二、九四〇	二、七九〇
粳精米	一俵	三、二三八	三、一二八	—	—	—

(一)昭和二十七年十二月二十日迄に買入れる糯米

種別	量目	一等	二等	三等	四等	五等
糯玄米	一俵	三、五四五	三、五一〇	三、四五〇	三、三九〇	三、二四〇
糯精米	一俵	三、七〇八	三、六〇八	—	—	—

(二)早場米奨励金の期限と単価

検査等級四等までの玄米について支払われます。時期の制限、数量、金額について昨年までのような決めはありません。農家の全割当量を一度に出して、奨励金を獲得するよう致しませう

期別	期限	玄米一俵につき
第一期	十月五日まで	四〇〇円
第二期	十月二十日まで	二八〇円
	十一月十日まで	二〇〇円
	十一月末日まで	一二〇円

四、容器代

	新俵	古俵
二重俵	八〇円	四四円
複式俵	六〇円	三四円
一重俵	三五円	二七円
新かます	七五円	五〇円

五、供出完遂奨励金

供出割当を完遂した者にその割当全量に対して玄米一俵に四〇円

精米一俵に四二円五〇戔

六、超過供出奨励金

玄米一俵に一、〇〇〇円

精米一俵に一、〇六二、五〇

産米改良!!

鳥取県産米の声価を高めるため今年の米はみんな揃って「乾燥」と「籾摺」をよくしませう。

自由販売も間近いです、品質の向上を忘れてはなりません

乾燥　をよくするには

1 稲架で二十日以上乾しませう

2 脱穀は二日以上晴天が続いてからしませう

3 なるべく田圃で脱穀しませう

4 もし乾燥が悪い時はむしろ乾ししませう

籾摺り　をよくするには

1 上手な人にやってもらう事

産米改良の御相談は農業改良普及員、食糧検査官へ麦まきは早播きに致しませう

病虫害の発生は早期に防除員に連絡忘れぬように

市税ニュース

十一月分

一、本月納期限の市税はなし

二、本月の督促状は市民税第三期。十一月二十日には、督促状を発付致します。指定納期限は、十一月二十九日ですから、御早く御納め下さい。

三、本月からつく延滞金は市民税第三期分。一日から日歩四戔の割でつきます。

四、本月からつく、延滞加算金は市民税第二期分です。この督促状の指定納期限は十月三十一日となって居ります従って十一月一日から延滞金の他に日歩四戔の割で延滞加算金がつきますから、御早く御納め下さいますよう御知らせ致します。

十二月分

一、十二月納期限の市税は固定資産税第三期分納期限は、十二月二十五日です。

二、十二月の督促状はなし

三、十二月からつく延滞金はなし

四、十二月からつく、延滞加算金は市民税第三期分。この督促状の指定納期限は十一月二十九日ですから、十二月一日から、延滞金の他に延滞加算金がつきます。

△固定資産税精算について

固定資産税第三期分（十二月納期）に於いて本決定額と仮決定額の調整をする事になって居りましたが、都合に依り、第四期分（二月納期）に於いて調整する事になりましたので、従来通り仮決定額により、第三期分の納税令書を十二月十日頃に御届け致します。

結核予防の栞

日本は世界でも人口の割に一番結核の多い国です国民の死亡率も昭和二十五年までは第一位で、翌二十六年は第二位に下りました。数字では少くなって来たとはいえ、国内の結核はまだ〳〵です。この減った原因には色々ありますが、健康診断による早期発見や早期治療の徹底、又BCG予防注射の免疫による事が大きいのです。この亡国病、結核はどうして感染するかと申しますと、赤痢などと違い空気伝染で患者がせきやくしやみをする時しぶきにまじって、人から人へうつるのです。又結核は人が見ても普通の健康な人と区別がつかないばかりか自分自身でさえ全くわからないのが普通です。青い顔してせきをしている人だけが病人ではないのですから人混みの中は特に注意しなければなりません。自分が結核にかゝったかどうかは、ツベルクリン反応と云うものがあり、之は皆様も一度はおやりになった事と思いますが、陰性、疑陽性、陽性の三つに分けられ陰性は未だ体内に結核菌が入っていない人、陽性は既に入った人、疑陽性はそのどちらともつかない人、と云う事で、色々調べてみた結果、今迄陰性だった人が陽性に変ってから一年間が特に結核にかゝりやすいのです。肋膜炎も肺浸潤もほとんどその一年以内に起っているのです。陰性から陽性になった人はその一年間過労をさけ出来るだけ栄養をとる様心掛けねばなりません。又BCGは結核の予防注射で之を注射すると結核に対して免疫になるのです。陰性の人は自分の為にも、社会の為にも之を注射して免疫にして置く必要があります。不幸にして病気になった人は、信用ある医者にかゝり完全によくなる迄治療する様お互に心掛けましよう。

1 先づツベルクリン反応検診を受けませう

全市民……は無料です

×但し五人以上使用している事業所、事務所の従業者学校の職員、生徒、児童は拾円頂きます

2 次にツベルクリン反応の陽性の人はレントゲン撮影をツベルクリン反応の陰性の人はBCGを満三十歳以下の人は無料です

4 期日・場所・時間

検診場所	ツベルクリン接種日	ツ反検査日 予防接種日 レントゲン撮影日	時間	直接撮影日 精密検査日
養源寺	十一月四日	十一月六日	午後一時ヨリ四時マデ	〃
本町保健所跡	〃五日	〃七日	〃	〃
市役所	〃八日	〃十日	午後一時ヨリ七時マデ	〃
上町石河医院	〃十一日	〃十三日	午後一時ヨリ四時マデ	〃
立川大雲院	〃十二日	〃十四日	〃	〃
修立小学校	〃十五日	〃十七日	午後一時ヨリ七時マデ	〃
北中学校	〃十八日	〃二十日	午後一時ヨリ四時マデ	〃
図書館	〃十九日	〃二十一日	〃	〃
久松小学校	〃二十二日	〃二十四日	午後一時ヨリ七時マデ	〃
吉方家畜市場	〃二十四日	〃二十六日	午後一時ヨリ四時マデ	〃
瓦町管能寺	〃二十六日	〃二十八日	〃	〃
日進小学校	〃二十九日	十二月一日	午後一時ヨリ七時マデ	〃
行徳会館	十二月二日	〃四日	午後一時ヨリ四時マデ	〃
明徳小学校	〃三日	〃五日	午後一時ヨリ七時マデ	〃
景福寺	〃九日	〃十一日	午後一時ヨリ四時マデ	〃
西品治会館	〃十日	〃十二日	〃	〃
富桑小学校	〃十三日	〃十五日	午後一時ヨリ七時マデ	〃
滝山	〃十六日	〃十八日	午後一時ヨリ四時マデ	〃
緑町子供会館	〃十七日	〃十九日	午後一時ヨリ七時マデ	〃
叶	〃二十日	〃二十二日	午後一時ヨリ四時マデ	〃
美保小学校	〃二十三日	〃二十五日	午後一時ヨリ七時マデ	〃
浜坂会館	〃二十四日	〃二十六日	午後一時ヨリ四時マデ	〃
覚寺クラブ	〃二十七日	〃二十九日	午後一時ヨリ四時マデ	〃
中ノ郷農協前	〃二十七日	〃二十九日	午後四時ヨリ七時マデ	〃

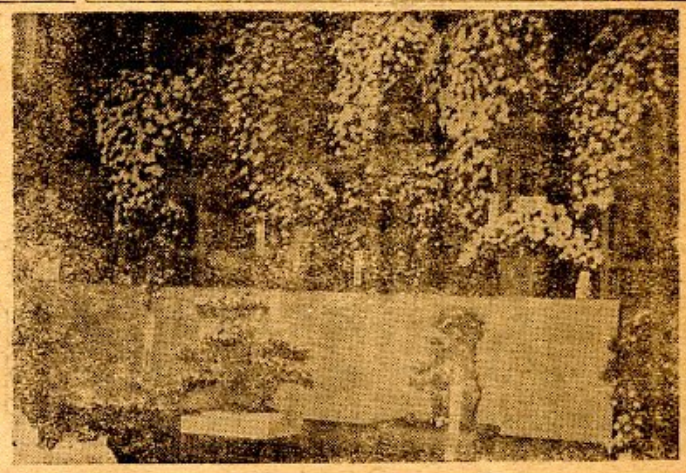

後日個人宛通知

⊙各小学校の場所は夜間七時迄致しますからどなたも必ずおいで下さい

秋を賑わす秋芳会の菊花展

×満三十歳以上の人は……五人以上使用している事業所、事務所の従業者は……学校の職員、生徒、児童は……

BCG　二〇円

間接撮影　三〇円

直接撮影　二五〇円

血沈・喀痰　各一〇円

を頂きます

3 注意事項

(イ)ツベルクリン反応の素人判断は最も危険です必ず指定日に検診を受けて下さい

(ロ)結核を防ぐために貴方のツベルクリン反応が何日陽性になったかよく注意して下さい誰れでも陽転するときがあります

(ハ)満三十才以下の全市民は結核予防法により毎年一度は結核健康診断を受けなければいけません

鳥取市選挙管理委員会告示第五五号

昭和二十七年十月二十九日

鳥取市選挙管理委員会委員長　松久常

政治資金規正法第二十条の規定により第十七条の規定による報告書を受理した。その要旨は左記の通りである。

記

政党協会その他の団体の収支に関する報告書

一、種種　政治資金規正法第十七条の規定による報告書

二、期間　自昭和二十七年十月五日至昭和二十七年十月五日（婦人団体協議会解散日迄の収支報告書）

自昭和二十七年五月一日至昭和二十七年十月十五日（民主党鳥取県支部解散日迄の収支報告書）

自昭和二十七年十月六日至昭和二十七年十月十三日（県労協選挙対策委員会の収支報告書）

三、報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額	一件千円以上の寄附 件数	一件千円以上の寄附 総額	一件五百円以上の寄附 件数	一件五百円以上の寄附 総額	支出の総額	一件千円以上の支出 件数	一件千円以上の支出 総額	一件五円以上支出 件数	一件五円以上支出 総額	理年月日
婦人団体協議会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二七、一〇、一〇
民主党鳥取県支部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二七、一〇、二〇
県労協選挙対策委員会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二七、一〇、二一

四、主要な寄附者及支出　なし

鳥取市選挙管理委員会告示第五七号

昭和二十七年十月三十日

鳥取市選挙管理委員会委員長　松久常蔵

公職選挙法第百九十二条の規定により同法第百八十九条の規定による報告書を受理した、その要旨は左記の通りである。

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨

一、選挙の種類　昭和二十七年十月五日執行　鳥取市教育委員会委員選挙

二、期間　自九月二十日　至十月五日　第一回分

三、報告書の要旨

候補者氏名	出納責任者氏名	寄附及びその他の収入の総額	支出の総額 立候補の準備のための支出	支出の総額 選挙運動のための支出	差引	報告書受理年月日
近藤寿子	由宇敏代	三六、九七〇、〇〇	—	三六、九七〇、〇〇	—	二七、一〇、一〇
浅沼喜実	鷲坂康	三三、六〇〇、〇〇	—	三三、六〇〇、〇〇	—	二七、一〇、一四
谷口恵五郎	西山春次	二四、八八一、〇〇	—	二四、八八一、〇〇	—	二七、一〇、二〇
今村雄一	西川肇	二五、〇〇〇、〇〇	—	七、八四三、〇〇	一七、一五七	二七、一〇、二〇
矢部輝男	中村公昭	四〇、八三九、〇〇	—	四〇、八三九、〇〇	—	二七、一〇、二〇
米村信一	広田藤衛	三一、五〇八、〇〇	—	三一、五〇八、〇〇	—	二七、一〇、二〇

四、主要な寄附者及び支出

(一)寄附者

候補者氏名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事務所の所在地
近藤寿子	二、〇〇〇	一	遷喬校区婦人会		
	二、〇〇〇	一	明徳校区婦人会		
	二、〇〇〇	一	醇風校区婦人会		
	二、〇〇〇	一	日進校区婦人会		
	二、〇〇〇	一	富桑校区婦人会		
	五〇〇	一	尚文館印刷所		
	五〇〇	一	馬場印刷所		
浅沼喜実	二〇、〇〇〇	一	岸亮	歯科医	鳥取市東品治町
	一三、六〇〇	一	県労仂組合協議会		
今村雄一	一〇、〇〇〇	一	鈴木鋭	市会議員	鳥取市中町
米村信一	五、[illegible]	一	馬場印刷所	漬物業	鳥取市二階町
	五、〇〇〇	一	平井泰市		鳥取市川端四丁目

（以下次号）